

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後																																																																																																														
1	2	第1	2				表1-1 用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>維持管理</td> <td>修繕及び維持の総称。</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。</td> </tr> </table>	維持管理	修繕及び維持の総称。	修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。	維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。	<table border="1"> <tr> <td>維持管理</td> <td>修繕及び維持の総称。</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。</td> </tr> <tr> <td>保守</td> <td>定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・取替等を行う活動のこと。</td> </tr> <tr> <td>点検</td> <td>施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。</td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td>施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。</td> </tr> </table>	維持管理	修繕及び維持の総称。	修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。	維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。	保守	定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・取替等を行う活動のこと。	点検	施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。	調査	施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。																																																																																												
維持管理	修繕及び維持の総称。																																																																																																																						
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。																																																																																																																						
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。																																																																																																																						
維持管理	修繕及び維持の総称。																																																																																																																						
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。																																																																																																																						
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。																																																																																																																						
保守	定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・取替等を行う活動のこと。																																																																																																																						
点検	施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認すること。																																																																																																																						
調査	施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認すること。																																																																																																																						
2	4	第1	3	(6)			事業の範囲	<p>なお、運営権者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、応募企業、構成員以外の者に委託等ができない。ただし、各業務の工事監督に係る部分を除き、SPCから委託等を受けた応募企業が応募企業以外の者へ、応募グループにあっては構成員が構成員以外の者へ再委託等することを妨げるものではない。</p>	<p>なお、運営権者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、応募企業、構成員以外の者に委託等ができない。ただし、各業務の工事監督（工事監理を含む。）に係る部分を除き、SPCから委託等を受けた応募企業が応募企業以外の者へ、応募グループにあっては構成員が構成員以外の者へ再委託等することを妨げるものではない。</p>																																																																																																														
3	4	第1	3	(6)	ア	(イ)	各種計画支援に関する業務	<p>(イ) 各種計画支援に関する業務 ・ストックマネジメントに係る検討 ・下水道事業計画変更案の作成 ・アクションプラン変更案の作成※ ※本変更案の作成とは、市が事実行為として当該資料の作成をゆだねるものであり、下水道法第4条に規定される公共下水道管理者に求める事業計画等を定める法律行為を運営権者にゆだねるものではない（以降同様）。</p>	<p>(イ) 各種計画支援に関する業務※ ・ストックマネジメントに係る検討 ・下水道事業計画変更案の作成 ・アクションプラン変更案の作成 ※本変更案の作成は、市が事実行為として当該資料の作成をゆだねるものであり、下水道法第4条に規定される公共下水道管理者に求める事業計画等を定める法律行為を運営権者にゆだねるものではない（以降同様）。</p>																																																																																																														
4	6	第1	3	(7)			表1-4 対象施設の工事区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">業務範囲</th> <th colspan="2">土 木</th> <th colspan="2">建 築</th> <th rowspan="2">建築 附帯 設備</th> <th rowspan="2">機械 設備</th> <th rowspan="2">電気 設備</th> </tr> <tr> <th>躯体</th> <th>防食</th> <th>躯体</th> <th>仕上 防食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理場・ポンプ場</td> <td>維持管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>改築業務</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管路施設</td> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改築業務</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>増築業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	業務範囲	土 木		建 築		建築 附帯 設備	機械 設備	電気 設備	躯体	防食	躯体	仕上 防食	処理場・ポンプ場	維持管理業務	○	○	○	○	○	○	○	改築業務	×	○	×	○	○	○	○	管路施設	維持管理業務								改築業務	○	○	-	-	-	○	○	増築業務								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象施設</th> <th rowspan="2">業務範囲</th> <th colspan="2">土 木</th> <th colspan="2">建 築</th> <th rowspan="2">建築 附帯 設備</th> <th rowspan="2">機械 設備</th> <th rowspan="2">電気 設備</th> </tr> <tr> <th>躯体</th> <th>防食</th> <th>躯体</th> <th>仕上 防水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理場・ポンプ場</td> <td>維持管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>改築業務</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管路施設</td> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改築業務</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>増築業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	業務範囲	土 木		建 築		建築 附帯 設備	機械 設備	電気 設備	躯体	防食	躯体	仕上 防水	処理場・ポンプ場	維持管理業務	○	○	○	○	○	○	○	改築業務	×	○	×	○	○	○	○	管路施設	維持管理業務								改築業務	○	○	-	-	-	○	○	増築業務							
対象施設	業務範囲	土 木		建 築		建築 附帯 設備	機械 設備	電気 設備																																																																																																															
		躯体	防食	躯体	仕上 防食																																																																																																																		
処理場・ポンプ場	維持管理業務	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																															
	改築業務	×	○	×	○	○	○	○																																																																																																															
管路施設	維持管理業務																																																																																																																						
	改築業務	○	○	-	-	-	○	○																																																																																																															
	増築業務																																																																																																																						
対象施設	業務範囲	土 木		建 築		建築 附帯 設備	機械 設備	電気 設備																																																																																																															
		躯体	防食	躯体	仕上 防水																																																																																																																		
処理場・ポンプ場	維持管理業務	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																															
	改築業務	×	○	×	○	○	○	○																																																																																																															
管路施設	維持管理業務																																																																																																																						
	改築業務	○	○	-	-	-	○	○																																																																																																															
	増築業務																																																																																																																						
5	7	第2	1	(3)			年度経営計画書に関する事項	維持管理 年間維持管理計画書に関する主要な事項。	維持管理 年度維持管理計画書に関する主要な事項。																																																																																																														
6	7	第2	1	(3)			年度経営計画書に関する事項	増築 第8に示す管路施設の増築を行うに当たり、中期経営計画をもとに市と協議のうえ単年度の増築計画の取りまとめた事項。	増築 第8に示す管路施設の増築を行うに当たり、市と協議のうえ単年度の増築計画の取りまとめた事項。																																																																																																														

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後																																																																
7	13	第3	1				表3-1 ストックマネジメントに係る検討対象範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検討項目</th> <th>管路施設</th> <th>処理場・ポンプ場</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設情報の収集・整理</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②リスク評価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③施設管理の目標設定</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④長期的な改築事業のシナリオ設定</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤点検・調査計画の策定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥点検・調査の実施</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦修繕・改築計画の策定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例：○ 事業の要求対象 × 本事業の要求対象外</p>	検討項目	管路施設	処理場・ポンプ場	備考	①施設情報の収集・整理	×	×		②リスク評価	×	×		③施設管理の目標設定	×	×		④長期的な改築事業のシナリオ設定	×	×		⑤点検・調査計画の策定	○	○		⑥点検・調査の実施	○	○		⑦修繕・改築計画の策定	○	○		<table border="1"> <thead> <tr> <th>検討項目</th> <th>管路施設</th> <th>処理場・ポンプ場</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設情報の収集・整理</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②リスク評価</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③施設管理の目標設定</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④長期的な改築事業のシナリオ設定</td> <td>△</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤点検・調査計画の策定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥点検・調査の実施</td> <td>○</td> <td>—*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦修繕・改築計画の策定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例：○ 事業の要求対象 △ 必要に応じ見直し可 ※処理場・ポンプ場の点検・調査については、第6の5(1)及び(2)の範囲とする。</p>	検討項目	管路施設	処理場・ポンプ場	備考	①施設情報の収集・整理	△	△		②リスク評価	△	△		③施設管理の目標設定	△	△		④長期的な改築事業のシナリオ設定	△	△		⑤点検・調査計画の策定	○	○		⑥点検・調査の実施	○	—*		⑦修繕・改築計画の策定	○	○	
検討項目	管路施設	処理場・ポンプ場	備考																																																																						
①施設情報の収集・整理	×	×																																																																							
②リスク評価	×	×																																																																							
③施設管理の目標設定	×	×																																																																							
④長期的な改築事業のシナリオ設定	×	×																																																																							
⑤点検・調査計画の策定	○	○																																																																							
⑥点検・調査の実施	○	○																																																																							
⑦修繕・改築計画の策定	○	○																																																																							
検討項目	管路施設	処理場・ポンプ場	備考																																																																						
①施設情報の収集・整理	△	△																																																																							
②リスク評価	△	△																																																																							
③施設管理の目標設定	△	△																																																																							
④長期的な改築事業のシナリオ設定	△	△																																																																							
⑤点検・調査計画の策定	○	○																																																																							
⑥点検・調査の実施	○	—*																																																																							
⑦修繕・改築計画の策定	○	○																																																																							
8	13	第3	1	(1)			ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準	市は、安定した汚水処理機能を維持することを目的に、ストックマネジメントに係る検討を行ううえで、満たすべき施設・設備管理の水準を「設備として機能が発揮出来ない状態、または、いつ機能停止してもおかしくない状態にならないこと」としている。運営権者は、別紙3の健全度の指標をもとに、上記に掲げる水準を維持すること。	市は、安定した汚水処理機能を維持することを目的に、ストックマネジメントに係る検討を行ううえで、満たすべき施設・設備管理の水準を「設備として機能が発揮出来ない状態、又は、いつ機能停止してもおかしくない状態にならないこと」としている。運営権者は、本事業期間及び実施契約書第71条（瑕疵に関する責任）に定める期間において、別紙3の健全度の指標をもとに、上記に掲げる水準を維持すること。																																																																
9	13	第3	1	(1)			ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準	また、管路施設においては、事業期間中に表 3-2 に示す点検調査を実施し、改築計画の見直しを図ること。なお、実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。	※削除																																																																
10	13	第3	1	(1)			ストックマネジメントに係る検討をする上での要求水準	—	※以下追記 表 3-1 に示す△に該当する検討項目について見直しの必要が生じた場合は、当該内容及び金額について市及び運営権者にて協議のうえ、費用について市が負担したうえで、運営権者が見直し案を作成する。																																																																
11	13	第3	1	(2)			管路施設の点検・調査に関する事項	—	※以下第7より移動追記。以降、項番繰り下げ。 (2) 管路施設の点検・調査に関する事項 管路施設については、事業期間中に表 3-2 に示す点検・調査を実施し、改築計画の見直しを図ること。なお、実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。実施に当たっては、「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」又はその他エビデンスを有する研究結果等に基づき、老朽化の判定基準を設定のうえ以下の点検・調査を実施すること。 ア 点検 人孔の蓋を開けて地上部より確認できる範囲で蓋の受枠や、調整コンクリート、人孔躯体内部、管口部等を確認し、対策の緊急性を検討すること。 イ スクリーニング スクリーニング調査として、φ150 mm以上の管きよのストック現状把握を行うこと。実施に当たっては、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。 ウ 取付管調査 本管のスクリーニング、詳細調査時点と合わせて実施するなど、調査の効率性を鑑み実施すること。																																																																
12	14	第3	1	(2)			表3-2 実施箇所及び実施数量 欄外	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューム管主体のブロックにおいては、7～8年に1回点検を行う。 ・その他管主体のブロックにおいては、15年に1回点検を行う。 	※削除																																																																

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後
13	15	第3	1	(3)			改築計画の見直しに関する要求	運営権者は、以下に掲げ事項に留意のうえ、中期構想及び改築計画を改築実施に先立ち市に提出すること。	運営権者は、以下に掲げ事項に留意のうえ、別紙4を参考とし中期構想及び改築計画を改築実施に先立ち市に提出すること。
14	15	第3	1	(3)			改築計画の見直しに関する要求	運営権者は、以下に掲げる改築に係る計画を市に示すものとして、以下に留意のうえ、中期構想及び改築計画を改築実施に先立ち市に提出すること。	運営権者は、以下に掲げる事項に留意のうえ、中期構想及び改築計画を改築実施に先立ち市に提出すること。
15	15	第3	1	(4)			改築計画作成に当たっての留意事項	本事業における施設等は、当初の設置時点から処分制限期間以上の使用を原則とし、所定の耐用年数以上の使用のうえ、必要に応じ長寿命化対策又は更新工事による改築計画を作成すること。	本事業における施設等は、当初の設置時点から処分制限期間以上の使用はもとより、所定の耐用年数以上使用のうえ、必要に応じ長寿命化対策又は更新工事による改築計画を作成すること。
16	14	第3	1	(4)			改築計画作成に当たっての留意事項	ア 改築（長寿命化対策）を実施した施設等は、対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用するとともに、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上使用すること。	ア 改築（長寿命化対策）を実施した施設等は、対策実施時点から数えて処分制限期間以上使用はもとより、原則として当初の設置時点から標準耐用年数以上使用すること。
17	16	第3	2				下水道事業計画変更案の作成に関する要求	運営権者は、市が事業計画の変更を予定している令和9年度、令和14年度及び令和19年度の前年度の11月までに、変更案を作成し、市に提出すること。事業計画内容は、都市計画の事業計画に反映すること。	運営権者は、市が事業計画の変更を予定している令和9年度、令和14年度、令和19年度及び令和24年度の前年度の11月までに、変更案を作成し、市に提出すること。事業計画内容は、都市計画の事業計画に反映し、「都市計画決定図書」及び「都市計画事業認可申請図書」※を併せて作成すること。※本図書の作成は、市が事実行為として当該資料の作成をゆだねるものであり、都市計画法第59条に規定される市町村に求める事業計画等を定める法律行為を運営権者にゆだねるものではない（以降同様）。
18	17	第3	3				図3-1 改築計画変更に係るフロー（概要）		
19	18	第4	1	(1)			水質基準に関する要求	—	※以下項目名追記 (1) 水質基準に関する要求

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前					修正後											
								項目	(単位)	要求水準	下水道事業計画値	法令上の制約		項目	(単位)	要求水準 ^{※1}	下水道事業計画値	法令上の制約						
								基準値	根拠法令					基準値	根拠法令									
20	18	第4	1	(1)			表4-1 放流水質基準欄外	pH	—	6.0~8.0	—	5.8~8.8	下水道法施行令(第6条)	pH	—	6.0~8.0	—	5.8~8.8	下水道法施行令(第6条)					
								BOD	(mg/l)	15.0以下	15.0以下	15	下水道法施行令(第6条)	BOD	(mg/l)	15.0以下	15.0以下	15	下水道法施行令(第6条)					
								COD	(mg/l)	15.0以下	—	25(20) ^{※1,※2}	水質汚濁防止法	COD	(mg/l)	15.0以下	—	25(20) ^{※2,※3}	水質汚濁防止法					
								SS	(mg/l)	10.0以下	—	40 ^{※2}	下水道法施行令(第6条)	SS	(mg/l)	10.0以下	—	40 ^{※3}	下水道法施行令(第6条)					
								全窒素	(mg/l)	20.0以下	—	30 ^{※2}	水質汚濁防止法	全窒素	(mg/l)	20.0以下	—	30 ^{※3}	水質汚濁防止法					
								全燐	(mg/l)	2以下	—	4 ^{※2}	水質汚濁防止法	全燐	(mg/l)	2以下	—	4 ^{※3}	水質汚濁防止法					
								大腸菌群数	(個/ml)	30以下	—	3,000	下水道法施行令(第6条)	大腸菌群数	(個/ml)	30以下	—	3,000	下水道法施行令(第6条)					
															^{※1} ()内は、日平均を示す。 ^{※2} 「神奈川県大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく、上乘せ基準値を記載。					^{※1} 常時放流水質に求める基準とする。 ^{※2} ()内は、日平均を示す。 ^{※3} 「神奈川県大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく、上乘せ基準値を記載。				
								21	18	第4	1	(2)			沈砂・し渣の搬出に関する要求	—	[※] 以下追記 (2) 沈砂・し渣の搬出に関する要求 沈砂・し渣の搬出については年一回程度が想定されており、運営権者は、当該廃棄物を搬出するに当たっては、事前に市に搬出日時を通知すること。							
								22	18	第4	2	(2)			汚泥搬出に関する要求	運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させること。なお、当該企業への排出に当たっては、表4-2の要求水準を満たすこと。汚泥、沈砂、し渣の運搬は、午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とする。ただし、当該企業がメンテナンス等により受入れが困難な場合(年間1日程度の終日受入停止)は、運営権者自らが排出先を確保し処理させること。	運営権者は、市が指定する三浦地域資源ユーズ株式会社と別途契約を締結し、原則、当該企業に排出汚泥を処理させること。なお、当該企業への排出に当たっては、表4-2の要求水準を満たすこと。汚泥の運搬は、午前4時から午前5時までに処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とする。ただし、当該企業がメンテナンス等により受入れが困難な場合(年間1日程度の終日受入停止)は、運営権者自らが排出先を確保し処理させること。							
23	20	第4	7				事業終了時に求める施設状況に関する要求	運営権者は、修繕計画報告書及び改築工事計画報告書並びに保守点検計画報告書等をもとに、客観性を有する手法により事業終了時の施設状況を示す一覧表を市に提出すること。各施設は、表4-5に示す健全度等を有すること。	運営権者は、修繕計画報告書及び改築工事計画報告書並びに保守点検計画報告書等をもとに、客観性を有する手法により事業終了時の施設状況を示す一覧表を市に提出すること。各施設は、推計又は診断の結果により表4-5に示す健全度等を有すること。															
24	22	第5	1	(1)	オ		改築の実施	ただし、マンホール蓋については、調査により機能不足が把握できているものについて計画的に更新更新工事を行う。	ただし、マンホール蓋については、調査により機能不足が把握できているものについて計画的に更新工事を行う。															
25	22	第5	2	(1)			総価契約単価合意方式	なお、単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式の選択に依らず、運営権者は、単価合意に至る前に当該実施企業が施工することを許可しないこと。	なお、単価個別合意方式又は包括的単価個別合意方式の選択に依らず、運営権者は、単価合意に至る前に当該実施企業が施工することを許可しないこと。															
26	23	第5	2	(1)	ア		【単価個別合意方式】 請負代金内訳書の作成	ア 工事代金内訳書の作成	ア 請負代金内訳書の作成															

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後																														
27	23	第5	2	(1)	イ		【単価個別合意方式】 運営権者・請負業者間単価協議	・運営権者は、請負代金内訳書、施工実施企業と単価について協議を行い、当該単価についての市の確認を得る。	・運営権者は、施工実施企業と単価について協議を行い、当該単価についての市の確認を得る。																														
28	24	第5	2	(1)	イ		【単価個別合意方式】 運営権者・請負業者間単価協議	・当該単価の設定に当たっては、各個別単価について官積算単価以下であることを前提とするが、やむを得ない理由により官積算単価を超過する場合には、当該設定単価についての理由書を付し市の確認を得る。	・当該単価の設定に当たっては、各個別単価について3(4)アに基づく官積算単価以下であることを前提とするが、やむを得ない理由により官積算単価を超過する場合には、当該設定単価についての理由書を付し市の確認を得る。																														
29	24	第5	2	(1)	ウ		【単価個別合意方式】 単価合意書の作成	ウ 工事単価合意書の作成	ウ 単価合意書の作成																														
30	23	第5	2	(1)	ア		【包括的単価個別合意方式】 請負代金内訳書の作成	ア 工事代金内訳書の作成	ア 請負代金内訳書の作成																														
31	24	第5	2	(1)	イ		【包括的単価個別合意方式】 単価合意書の作成	イ 工事単価合意書の作成	イ 単価合意書の作成																														
32	24	第5	2	(1)	イ		【包括的単価個別合意方式】 単価合意書の作成	・運営権者は、詳細設計に基づく積算価格と提案時価格を当該年度の請負金額比率(=当該工事請負価格/当該工事詳細設計積算価格)とし、各詳細設計内訳に請負金額比率を乗じた額を単価とした単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結のうえ、市へ写しを提出し、単価の公表を前提とする。	・運営権者は、詳細設計に基づく当該工事の積算価格と当該工事の請負価格を当該工事の請負金額比率(=当該工事請負価格/当該工事詳細設計積算価格)とし、各詳細設計内訳に請負金額比率を乗じた額を単価とした単価合意書を作成し、当該工事実施企業と締結すること。運営権者は、市へ写しを提出するとともに、単価の公表を前提とし措置を講ずること。																														
33	25	第5	3	(1)	ア		長期工事計画書	長期改築実施覚書に基づき、事業期間内の各工事件名の概要、各工事の工程案(年度単位の予定)をまとめた、中期工事計画書を作成すること。 中期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。	長期改築実施覚書に基づき、事業期間内の各工事件名の概要、各工事の工程案(年度単位の予定)をまとめた、長期工事計画書を作成すること。 長期工事計画書は、以下に基づき作成し、市に提出すること。																														
34	26	第5	3	(2)			詳細調査の実施	運営権者は、事業期間を通じ表5-2に掲げる管路施設に対し詳細調査を行い、改築工事の実施に当たり必要となる設計を行うこと。なお、実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。	運営権者は、事業期間を通じ表5-2に掲げる管路施設に対し詳細調査を行い、改築工事の実施に当たり必要となる設計を行うこと。実施に当たっては、管径φ700mmまでの管きよは広角カメラ、φ800mm以上の管きよは通常の直側式カメラ、又はこれらと調査法と同等の結果が得られるものとする。また、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。 なお、腐食環境下での点検により異常を確認した場合においても、調査を実施すること。 実施数量の内訳については、別紙4に記載の内容を想定している。																														
35	26	第5	3	(2)			表5-2 調査対象(想定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>工種別</th> <th>全体実施数量 (20年間)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">詳細調査(人孔)</td> <td>人孔内目視調査</td> <td>約160基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広角カメラ</td> <td>約3km</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">詳細調査</td> <td>圧送管調査</td> <td>-</td> <td>調査対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	工種別	全体実施数量 (20年間)	備考	詳細調査(人孔)	人孔内目視調査	約160基		広角カメラ	約3km		詳細調査	圧送管調査	-	調査対象外	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>工種別</th> <th>全体実施数量 (20年間)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">詳細調査(人孔)</td> <td>人孔内目視調査</td> <td>約160基</td> <td>表3-2に基づく</td> </tr> <tr> <td>広角カメラ</td> <td>約3km</td> <td>予測</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">詳細調査</td> <td>圧送管調査</td> <td>-</td> <td>調査対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種別	工種別	全体実施数量 (20年間)	備考	詳細調査(人孔)	人孔内目視調査	約160基	表3-2に基づく	広角カメラ	約3km	予測	詳細調査	圧送管調査	-	調査対象外
種別	工種別	全体実施数量 (20年間)	備考																																				
詳細調査(人孔)	人孔内目視調査	約160基																																					
	広角カメラ	約3km																																					
詳細調査	圧送管調査	-	調査対象外																																				
	種別	工種別	全体実施数量 (20年間)	備考																																			
詳細調査(人孔)	人孔内目視調査	約160基	表3-2に基づく																																				
	広角カメラ	約3km	予測																																				
詳細調査	圧送管調査	-	調査対象外																																				
	36	27	第5	3	(4)		積算に関する事項	なお、実施契約書に示す、運営権者が契約時点で知りえることができなかった、現場条件の変更等に起因する理由と著しい物価変動等による理由を除き、改築に係る費用の増額は認めないものとする。	なお、実施契約書に示す、運営権者が長期改築実施覚書締結時点で知りえることができなかった、現場条件の変更等に起因する理由と著しい物価変動等による理由を除き、改築に係る費用の増額は認めないものとする。																														

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後
37	30	第5	4	(1)			既存施設の解体撤去に関する事項	ウ 撤去品のうち有価物については、 <u>設計書(工事費内訳書)</u> においてスクラップ控除として計上し運営権者の責任により処理すること。	ウ 撤去品のうち有価物については、 <u>官積算、請負代金内訳書</u> それぞれにおいてスクラップ控除として計上し運営権者の責任により処理すること。
38	31	第6	1	(1)	ウ	(ア)	維持管理体制の構築	・処理場については、計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。計器目視確認等については、 <u>遠隔監視制御</u> の導入により、代替とすることについて妨げるものではない。	・処理場については、計器目視確認、機器点検、沈砂、し渣の回収を行うこと。計器目視確認等については、 <u>遠隔監視装置等</u> の導入により、代替とすることについて妨げるものではない。
39	31	第6	1	(1)	イ	(イ)	本事業期間中	対象施設の維持管理等により得た情報を用いて、予防保全資産を対象として、別紙3に基づく健全度評価を5年に1回以上実施し、健全度評価結果を見直すこと。さらに、これらの情報及び結果を電子データで整理及び保存すること。 また、処理場・ポンプ場の改築を実施した場合は、予防保全、事後保全資産について、速やかに健全度評価結果を見直し、その結果を電子データとして整理及び保存すること。	対象施設の維持管理等により得た情報を用いて、予防保全資産を対象として、別紙3に基づく健全度評価を5年に1回以上実施し、健全度評価結果を見直すこと。さらに、これらの情報及び結果を電子データで整理及び保存すること。 <u>水処理及び汚泥処理方式の特性や水質試験結果等を踏まえ、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転を行うこと。</u> また、処理場・ポンプ場の改築を実施した場合は、予防保全、事後保全資産について、速やかに健全度評価結果を見直し、その結果を電子データとして整理及び保存すること。
40	32	第6	1	(3)	イ		放流水質	・放流水質が法定基準を満たしているかを判定するため、 <u>別紙6の1(1)</u> に示す法定試験を行うこと。	・放流水質が法定基準を満たしているかを判定するため、 <u>別紙6の1(2)</u> に示す法定試験を行うこと。
41	33	第6	1	(4)	ウ		周辺環境の保全	・事業期間中の適切に設備点検を実施し環境保全に関する法令を遵守	※削除
42	33	第6	1	(4)	ウ		周辺環境の保全	・関係法令に基づき、環境測定を実施(採取箇所、試験項目及び頻度は、別紙6を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に設定)	※削除
43	33	第6	1	(4)	ウ		周辺環境の保全	・異常発生時の原因特定と速やかな改善	※削除
44	33	第6	1	(5)			リスク管理に関する事項	—	以下、第6の4(5)より移動・修正(5)リスク管理に関する事項 ア リスク対応計画の内容 地震及び津波並びに局所的大雨により生ずるリスクに対する対応計画を示すこと。なお、本対応計画を作成するに当たっては、以下に掲げる2次災害についても言及し作成すること。 ・停電・施設故障による機能低下・停止 ・燃料貯留槽の破損 ・薬品等の散逸、流出 ・脱水設備等からの有害物質の排出 ・有害物質の流入による活性汚泥等の死滅 ・異常流入 ・その他想定されるリスク イ 評価と見直し リスク発生に対する対応結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後
45	36	第6	4	(2)	ア	(イ)	水質試験	以下のaからcまでに掲げる水質試験について、aの法定試験は、別紙6に定めるとおり試験を実施し、施設の状況を考慮し記録は5年間保存すること。 bとcの水質試験については、表4-1に示す要求水準を満たすよう運営権者自らが試験項目及び頻度を定め、試験を実施すること。	以下のaからcまでに掲げる水質試験を行うこと。 aの法定試験は、別紙6に定めるとおり試験を実施し、施設の状況を考慮し記録は5年間保存すること。 bの水質試験については、表4-1に示す要求水準を満たすよう運営権者自らが試験項目及び頻度を定め、試験を実施すること。 cの水質試験については、表4-1に示す項目について一日一回水質試験を行い、異常が無いことを確認すること。
46	36	第6	4	(2)	ア	(ウ)	運転操作方法	・各施設について以下を考慮した運転操作方法を設定。	※削除
47	36	第6	4	(2)	ア	(ウ)	運転操作方法	・水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定。	※削除
48	36	第6	4	(2)	エ		水質管理情報の利活用	エ 水質管理記録の情報提供	オ 水質管理記録の利活用
49	37	第6	4	(2)	カ		放流水質基準を満たさない場合等の対応	・放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況の市への報告。	・放流水質基準未達の懸念が払拭されるまで、改善措置の効果、改善状況についての市への報告。
50	38	第6	4	(3)	エ		汚泥管理記録の利活用	エ 汚泥管理記録の活用	エ 汚泥管理記録の利活用
51	38	第6	5	(1)			保守点検に関する事項	(1) 保守点検計画に関する事項	(1) 保守点検に関する事項
52	39	第6	5	(1)	ア	(ウ)	保守点検記録の利活用	(ウ) 調査記録の情報提供	(ウ) 保守点検記録の利活用
53	39	第6	5	(2)			調査に関する事項	(2) 点検・調査に関する事項	(2) 調査に関する事項
54	39	第6	5	(2)			調査に関する事項	調査に当たっては、別紙7を参考に行うこととし、調査結果の妥当性について客観的な判断が出来るように努めること。	調査に当たっては、別紙3及び別紙7を参考に行うこととし、調査結果の妥当性について客観的な判断が出来るように努めること。
55	40	第6	5	(3)	イ		予防保全修繕	老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。状態監視保全設備については、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画的な修繕を実施すること。	設備の重要度が高く、老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。状態監視保全設備については、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画的な修繕を実施すること。
56	41	第6	6	(1)			電気工作物に関する事項	電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、運営権者が設置者として監督官庁へ行うこと。	電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検及び測定を行うとともに、技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任すること。作業責任者は、主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、運営権者が設置者として監督官庁へ行うこと。
57	42	第7	1	(2)	ア		維持管理	・リスク管理（施設の運転操作及び監視等のリスク対応等）	・リスク管理（施設の運転操作及び監視等におけるリスク対応等）

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後																																								
58	43	第7	2	(1)			長期維持管理計画書	下記の事項を盛り込んだ20年間の各種管理計画書の作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検計画 ・エネルギー管理計画 ・リスク対応計画 ・安全衛生管理方針 ・点検・調査計画 ・修繕計画 	下記の事項を盛り込んだ20年間の各種管理計画書の作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検計画 ・点検・調査計画 ・エネルギー管理計画 ・リスク対応計画 ・修繕計画 ・安全衛生管理方針 																																								
59	43	第7	2	(2)			中期維持管理計画書	下記の事項を盛り込んだ5年間の各種管理計画書の作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検計画 ・エネルギー管理計画 ・リスク対応計画 ・安全衛生管理方針 ・点検・調査計画 ・修繕計画 	下記の事項を盛り込んだ5年間の各種管理計画書の作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検計画 ・点検・調査計画 ・エネルギー管理計画 ・リスク対応計画 ・修繕計画 ・安全衛生管理方針 																																								
60	43	第7	2	(3)			年度維持管理計画書	下記の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理計画書の作成。	下記の事項を盛り込んだ当該年度に係る年度維持管理計画書の作成。																																								
61	43	第7	2	(4)			月間維持管理計画書	下記の事項を盛り込んだ当該年に係る維持管理計画書の作成。	下記の事項を盛り込んだ当該月に係る維持管理計画書の作成。																																								
62	44	第7	3	(1)			保守点検	全路線を対象とし、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更する。管路施設が埋設されている地上部（道路面、人孔蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。	全路線を対象とし、実施周期については老朽管の増加割合に応じて変更する。管路施設が埋設されている地上部（道路面、人孔蓋及びその周辺）を巡視のうえ、調査員の目視等により異常の有無を記録すること。また、表 7-1 に掲げる事項を行うこと。																																								
63	44	第7	3	(1)			表7-1 実施箇所及び実施数量	—	※記載箇所の移動																																								
64	44	第7	3	(1)			表7-1 実施箇所及び実施数量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>工種例</th> <th>全体実施数量 (20年間)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡視</td> <td>—</td> <td>約 300 km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伏越し清掃</td> <td>—</td> <td>約 8 箇所</td> <td>5年に1回</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプ 巡視点検</td> <td>—</td> <td>各箇所毎月点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプ 機器点検</td> <td>—</td> <td>各箇所年2回点検</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	工種例	全体実施数量 (20年間)	備考	巡視	—	約 300 km		伏越し清掃	—	約 8 箇所	5年に1回	マンホールポンプ 巡視点検	—	各箇所毎月点検		マンホールポンプ 機器点検	—	各箇所年2回点検		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>工種例</th> <th>実施数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡視</td> <td>—</td> <td>約 300 km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伏越し清掃</td> <td>—</td> <td>2 箇所</td> <td>5年に1回を想定</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプ 巡視点検</td> <td>—</td> <td>14 箇所</td> <td>各箇所毎月点検</td> </tr> <tr> <td>マンホールポンプ 機器点検</td> <td>—</td> <td>14 箇所</td> <td>各箇所年2回点検</td> </tr> </tbody> </table>	種別	工種例	実施数量	備考	巡視	—	約 300 km		伏越し清掃	—	2 箇所	5年に1回を想定	マンホールポンプ 巡視点検	—	14 箇所	各箇所毎月点検	マンホールポンプ 機器点検	—	14 箇所	各箇所年2回点検
種別	工種例	全体実施数量 (20年間)	備考																																														
巡視	—	約 300 km																																															
伏越し清掃	—	約 8 箇所	5年に1回																																														
マンホールポンプ 巡視点検	—	各箇所毎月点検																																															
マンホールポンプ 機器点検	—	各箇所年2回点検																																															
種別	工種例	実施数量	備考																																														
巡視	—	約 300 km																																															
伏越し清掃	—	2 箇所	5年に1回を想定																																														
マンホールポンプ 巡視点検	—	14 箇所	各箇所毎月点検																																														
マンホールポンプ 機器点検	—	14 箇所	各箇所年2回点検																																														
65		第7	3	(2)			イ 実施箇所等（想定） 全体実施数量は、表 7-1 のとおりとし、実施数量の内訳については、別紙 4 に記載の内容を想定している。	※削除																																									
66		第7	3	(2)	ア	(ウ)	詳細調査 管径φ700 mmまでの管きょは広角カメラ、φ800 mm以上の管きょは通常の直側式カメラを使用すること。実施に当たっては、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。 腐食環境下での点検により異常を確認した場合には、調査を実施すること。	※削除のうえ、第5の3に当該内容を記載。																																									

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
67	45	第7	3	(5)	ア	(ア)	予防保全的修繕	対象機器	対象施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
68	45	第7	3	(5)	ア	(イ)	事後保全的修繕	経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載。	経年劣化及び修繕履歴等から想定される不具合事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
69	45	第7	3	(5)	イ		予防保全的修繕	老朽化の進捗を目視・聴覚や測定機器を用いて把握することが可能な設備については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。状態監視保全設備については、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画的な修繕を実施すること。老朽化の進捗を把握することが困難な設備については、時間計画保全を原則とする。「腐食環境下」「ヒューム管」「塩ビ管」にあつては、劣化・損傷を把握する頻度について留意すること。	施設の重要度等が高く、老朽化の進捗を目視(テレビカメラ調査含む)にて把握することが可能な施設については、状態監視保全として予防保全的修繕を原則とする。状態監視保全施設については、点検・調査結果に基づいた計画的な修繕を実施すること。なお、老朽化の進捗を把握することが困難な施設については、時間計画保全を原則とする。「腐食環境下」「ヒューム管」「塩ビ管」にあつては、劣化・損傷を把握する頻度について留意すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
70	47	第7	5	(1)			留意事項	—	※「第7の3(2)ウ 留意事項」から移動・表記修正。 (1) 留意事項 維持管理業務全般にわたり、道路使用許可条件を遵守して行い、作業記録簿を作成し、重要な問題があつた場合は写真と共に記録を残し、市の請求があつた場合は速やかに提出すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
71	53	別紙 1					表B1-3 事業計画変更概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="3">全体計画</th> <th colspan="3">事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">計画目標年次</td> <td colspan="3">平成 32 年度</td> <td colspan="3">令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画策定年次</td> <td colspan="3">平成 11 年度</td> <td colspan="3">令和元年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画面積 (ha)</td> <td colspan="3">370.5</td> <td colspan="3">234.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画人口</td> <td colspan="3">21,670</td> <td colspan="3">13,464</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業用水率 (%)</td> <td colspan="3">30</td> <td colspan="3">26</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下水率 (%)</td> <td colspan="3">日最大の 20%</td> <td colspan="3">日最大の 15%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活系汚水量 原単位 (L/人・日)</td> <td>家庭</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>242</td> <td>323</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>—</td> <td>120</td> <td>—</td> <td>63</td> <td>84</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td colspan="2">観光</td> <td colspan="3">宿泊 250 日帰り 27</td> <td colspan="3">宿泊 201 日帰り 36</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下水</td> <td colspan="3">80</td> <td colspan="3">61</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">計画汚水量 (m³/日)</td> <td>家庭</td> <td>—</td> <td>8,668</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,349</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>—</td> <td>2,600</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,131</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>観光</td> <td colspan="3">宿泊 725 日帰り 876</td> <td colspan="3">宿泊 428 日帰り 544</td> </tr> <tr> <td>地下水</td> <td colspan="3">1,734</td> <td colspan="3">322</td> </tr> <tr> <td>工場</td> <td colspan="3">98</td> <td colspan="3">84</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td colspan="3">14,701</td> <td colspan="3">7,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業用水率は、生活用水に占める営業用水の割合を示す。 (出典)『三浦市公共下水道事業計画変更協議書』</p>	区分		全体計画			事業計画			計画目標年次		平成 32 年度			令和 6 年度			計画策定年次		平成 11 年度			令和元年度			計画面積 (ha)		370.5			234.9			計画人口		21,670			13,464			営業用水率 (%)		30			26			地下水率 (%)		日最大の 20%			日最大の 15%					日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	生活系汚水量 原単位 (L/人・日)	家庭	300	400	600	242	323	484	営業	—	120	—	63	84	126	観光		宿泊 250 日帰り 27			宿泊 201 日帰り 36			地下水		80			61					日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	計画汚水量 (m ³ /日)	家庭	—	8,668	—	—	4,349	—	営業	—	2,600	—	—	1,131	—	観光	宿泊 725 日帰り 876			宿泊 428 日帰り 544			地下水	1,734			322			工場	98			84			計		14,701			7,358			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="3">全体計画</th> <th colspan="3">事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">計画目標年次</td> <td colspan="3">平成 32 年度</td> <td colspan="3">令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画策定年次</td> <td colspan="3">平成 11 年度</td> <td colspan="3">令和元年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画面積 (ha)</td> <td colspan="3">370.5</td> <td colspan="3">234.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画人口</td> <td colspan="3">21,670</td> <td colspan="3">13,464</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業用水率 (%)</td> <td colspan="3">30</td> <td colspan="3">26</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下水率 (%)</td> <td colspan="3">日最大の 20%</td> <td colspan="3">日最大の 15%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活系汚水量 原単位 (L/人・日)</td> <td>家庭</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>242</td> <td>323</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>—</td> <td>120</td> <td>—</td> <td>63</td> <td>84</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td colspan="2">観光</td> <td colspan="3">宿泊 250 日帰り 27</td> <td colspan="3">宿泊 201 日帰り 36</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下水</td> <td colspan="3">80</td> <td colspan="3">61</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> <td>日平均</td> <td>日最大</td> <td>時間最大</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">計画汚水量 (m³/日)</td> <td>家庭</td> <td>—</td> <td>8,668</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,349</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>—</td> <td>2,600</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,131</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>観光</td> <td colspan="3">宿泊 725 日帰り 876</td> <td colspan="3">宿泊 428 日帰り 544</td> </tr> <tr> <td>地下水</td> <td colspan="3">1,734</td> <td colspan="3">322</td> </tr> <tr> <td>工場</td> <td colspan="3">98</td> <td colspan="3">84</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td colspan="3">14,701</td> <td colspan="3">7,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業用水率は、生活用水に占める営業用水の割合を示す。 (出典)『三浦市公共下水道事業計画変更協議書』</p>	区分		全体計画			事業計画			計画目標年次		平成 32 年度			令和 6 年度			計画策定年次		平成 11 年度			令和元年度			計画面積 (ha)		370.5			234.9			計画人口		21,670			13,464			営業用水率 (%)		30			26			地下水率 (%)		日最大の 20%			日最大の 15%					日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	生活系汚水量 原単位 (L/人・日)	家庭	300	400	600	242	323	484	営業	—	120	—	63	84	126	観光		宿泊 250 日帰り 27			宿泊 201 日帰り 36			地下水		80			61					日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	計画汚水量 (m ³ /日)	家庭	—	8,668	—	—	4,349	—	営業	—	2,600	—	—	1,131	—	観光	宿泊 725 日帰り 876			宿泊 428 日帰り 544			地下水	1,734			322			工場	98			84			計		14,701			7,358		
区分		全体計画			事業計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画目標年次		平成 32 年度			令和 6 年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画策定年次		平成 11 年度			令和元年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画面積 (ha)		370.5			234.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画人口		21,670			13,464																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
営業用水率 (%)		30			26																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下水率 (%)		日最大の 20%			日最大の 15%																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
生活系汚水量 原単位 (L/人・日)	家庭	300	400	600	242	323	484																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	営業	—	120	—	63	84	126																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
観光		宿泊 250 日帰り 27			宿泊 201 日帰り 36																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下水		80			61																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計画汚水量 (m ³ /日)	家庭	—	8,668	—	—	4,349	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	営業	—	2,600	—	—	1,131	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	観光	宿泊 725 日帰り 876			宿泊 428 日帰り 544																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地下水	1,734			322																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	工場	98			84																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計		14,701			7,358																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
区分		全体計画			事業計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画目標年次		平成 32 年度			令和 6 年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画策定年次		平成 11 年度			令和元年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画面積 (ha)		370.5			234.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計画人口		21,670			13,464																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
営業用水率 (%)		30			26																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下水率 (%)		日最大の 20%			日最大の 15%																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
生活系汚水量 原単位 (L/人・日)	家庭	300	400	600	242	323	484																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	営業	—	120	—	63	84	126																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
観光		宿泊 250 日帰り 27			宿泊 201 日帰り 36																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地下水		80			61																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計画汚水量 (m ³ /日)	家庭	—	8,668	—	—	4,349	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	営業	—	2,600	—	—	1,131	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	観光	宿泊 725 日帰り 876			宿泊 428 日帰り 544																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地下水	1,734			322																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	工場	98			84																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計		14,701			7,358																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後				
72	58	別紙 2					表B2-2 関係法令一覧 その2	<table border="1"> <tr> <td>参照すべき基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産業規格 ・ その他の関連する規格等 </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会） ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会） ・ 下水試験方法（日本下水道協会） ・ その他の関連する指針・仕様等 </td> </tr> </table>	参照すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産業規格 ・ その他の関連する規格等 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会） ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会） ・ 下水試験方法（日本下水道協会） ・ その他の関連する指針・仕様等 	※左記、削除
参照すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産業規格 ・ その他の関連する規格等 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会） ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会） ・ 下水試験方法（日本下水道協会） ・ その他の関連する指針・仕様等 												
73	64	別紙 4					点検・調査及び改築計画	別紙4 改築の実施時期と費用	別紙4 点検・調査及び改築計画				
74	64	別紙 4					点検・調査及び改築計画	市が策定したストックマネジメントにおける改築対象資産の改築実施時期は以下に示すとおり。 また、中期構想の改築時期も参考に別途示す。	市がストックマネジメントに基づき、本事業開始前までに予定している点検・調査及び改築計画は、表B4-1のとおりである。また、市は本事業期間を通じ行う点検・調査及び改築計画についても、表B4-2以降に示す中期構想として作成しており、提案に当たっての参考とすること。				
75		別紙 4					表B4-1～表B4-4	—	※各表レイアウト修正				
76	77	別紙 6					水質分析及び環境測定の実実施状況	別紙6 水質分析及び環境計測基準等	別紙6 水質分析及び環境測定の実実施状況				
77	77	別紙 6					表B6-2 水質分析方法	アルカリ度	Mアルカリ度				
78		別紙 7						—	※削除のうえ、以降の項番を繰り上げ。				
79	84	別紙 7						管理方法の選定フローは、下図のとおりとなる。	管理方法は、以下の図表のとおりとなる。				
80	84	別紙 7					図B7-1 管理方法の考え方	<pre> graph TD A[管理方法の選定] --> B{処理機能への影響度等} B -- 高い ① --> C{劣化状態の把握が可能か} B -- 低い ④ --> D[事後保全対象設備] C -- Yes ② --> E[状態監視保全対象設備] C -- No ③ --> F[時間計画保全対象設備] </pre>	<pre> graph TD A[管理方法の選定] --> B{設備及び施設の重要度等} B -- 高い ① --> C{劣化状態の把握が可能か} B -- 低い ④ --> D[事後保全対象] C -- Yes ② --> E[状態監視保全対象] C -- No ③ --> F[時間計画保全対象] </pre>				

要求水準書(案) 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	修正前	修正後																																																																																																																																														
81	85	別紙 7					表B7-2 資産の管理方法区分 (土木) (例)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">選定Ⅰ</th> <th colspan="2">選定Ⅱ</th> <th rowspan="2">保全区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">危険状態への影響度等</th> <th rowspan="2">把握・予測の 可能性</th> <th rowspan="2">選定Ⅱ結果</th> </tr> <tr> <th>危険状態への影響</th> <th>手戻への影響</th> <th>安全性の確保</th> <th>選定Ⅰ結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高</td> <td>高</td> <td>低</td> <td>①</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>状態監視保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>高</td> <td>低</td> <td>①</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>状態監視保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>高</td> <td>低</td> <td>①</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>状態監視保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選定Ⅰ				選定Ⅱ		保全区分	備考	危険状態への影響度等				把握・予測の 可能性	選定Ⅱ結果	危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果	高	高	低	①	可	②	状態監視保全		高	高	低	①	可	②	状態監視保全		高	高	低	①	可	②	状態監視保全		低	低	低	④	可	②	事後保全		低	低	低	④	可	②	事後保全		<p>項目「保全区分」が事後保全となっている箇所に対し、項目「選定Ⅱ」の記載内容を修正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">選定Ⅰ</th> <th colspan="2">選定Ⅱ</th> <th rowspan="2">保全区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="4">危険状態への影響度等</th> <th rowspan="2">把握・予測の 可能性</th> <th rowspan="2">選定Ⅱ結果</th> </tr> <tr> <th>危険状態への影響</th> <th>手戻への影響</th> <th>安全性の確保</th> <th>選定Ⅰ結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高</td> <td>高</td> <td>低</td> <td>①</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>状態監視保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>高</td> <td>低</td> <td>①</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>状態監視保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>高</td> <td>低</td> <td>①</td> <td>可</td> <td>②</td> <td>状態監視保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選定Ⅰ				選定Ⅱ		保全区分	備考	危険状態への影響度等				把握・予測の 可能性	選定Ⅱ結果	危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果	高	高	低	①	可	②	状態監視保全		高	高	低	①	可	②	状態監視保全		高	高	低	①	可	②	状態監視保全		低	低	低	④	—	—	事後保全		低	低	低	④	—	—	事後保全																											
選定Ⅰ				選定Ⅱ		保全区分	備考																																																																																																																																																
危険状態への影響度等				把握・予測の 可能性	選定Ⅱ結果																																																																																																																																																		
危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果																																																																																																																																																				
高	高	低	①	可	②	状態監視保全																																																																																																																																																	
高	高	低	①	可	②	状態監視保全																																																																																																																																																	
高	高	低	①	可	②	状態監視保全																																																																																																																																																	
低	低	低	④	可	②	事後保全																																																																																																																																																	
低	低	低	④	可	②	事後保全																																																																																																																																																	
選定Ⅰ				選定Ⅱ		保全区分	備考																																																																																																																																																
危険状態への影響度等				把握・予測の 可能性	選定Ⅱ結果																																																																																																																																																		
危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果																																																																																																																																																				
高	高	低	①	可	②	状態監視保全																																																																																																																																																	
高	高	低	①	可	②	状態監視保全																																																																																																																																																	
高	高	低	①	可	②	状態監視保全																																																																																																																																																	
低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																																	
低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																																	
82	86	別紙 7					表B7-3 資産の管理方法区分 (建築) (例)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全異物</th> <th colspan="7">選定Ⅰ</th> <th rowspan="2">選定Ⅱ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>危険状態への影響</th> <th>手戻への影響</th> <th>安全性の確保</th> <th>選定Ⅰ結果</th> <th>把握・予測の可能性</th> <th>選定Ⅱ結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">管水</td> <td>管水</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手摺</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EVF.J全物</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タラップ</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレン</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	全異物	選定Ⅰ							選定Ⅱ	備考	危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果	把握・予測の可能性	選定Ⅱ結果	管水	管水	低	低	低	④	—	—	事後保全		手摺	低	低	低	④	—	—	事後保全		EVF.J全物	低	低	低	④	—	—	事後保全		梯子	低	低	低	④	—	—	事後保全		タラップ	低	低	低	④	—	—	事後保全		ルーフドレン	低	低	低	④	—	—	事後保全		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全異物</th> <th colspan="7">選定Ⅰ</th> <th rowspan="2">選定Ⅱ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>危険状態への影響</th> <th>手戻への影響</th> <th>安全性の確保</th> <th>選定Ⅰ結果</th> <th>把握・予測の可能性</th> <th>選定Ⅱ結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">管水</td> <td>管水</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手摺</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>EVF.J全物</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タラップ</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレン</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>低</td> <td>④</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>事後保全</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	全異物	選定Ⅰ							選定Ⅱ	備考	危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果	把握・予測の可能性	選定Ⅱ結果	管水	管水	低	低	低	④	—	—	事後保全		手摺	低	低	低	④	—	—	事後保全		EVF.J全物	低	低	低	④	—	—	事後保全		梯子	低	低	低	④	—	—	事後保全		タラップ	低	低	低	④	—	—	事後保全		ルーフドレン	低	低	低	④	—	—	事後保全	
全異物	選定Ⅰ							選定Ⅱ		備考																																																																																																																																													
	危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果	把握・予測の可能性	選定Ⅱ結果																																																																																																																																																	
管水	管水	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	手摺	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	EVF.J全物	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	梯子	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	タラップ	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	ルーフドレン	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
全異物	選定Ⅰ							選定Ⅱ	備考																																																																																																																																														
	危険状態への影響	手戻への影響	安全性の確保	選定Ⅰ結果	把握・予測の可能性	選定Ⅱ結果																																																																																																																																																	
管水	管水	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	手摺	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	EVF.J全物	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	梯子	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	タラップ	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															
	ルーフドレン	低	低	低	④	—	—	事後保全																																																																																																																																															